令和5年度

水質検査計画

(日野川地区水道用水供給事業)

福井県

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水および浄水の水質
- 4 採水地点
- 5 定期の水質検査
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の委託
- 9 水質検査計画および検査結果の公表
- 10 水質検査結果の評価
- 11 水質検査の精度と信頼性の確保
- 12 関係者との連携について

<関係資料>

- 別表 1 水質検査項目および検査頻度
- 別表 2 水質検査項目および検査頻度(農薬類)
- 別表3 水源水質検査項目および検査頻度
- 別図 1 日野川地区水道用水供給事業 水質検査 採水地点地図
- 別図2 日野川地区水道用水供給事業 水源水質検査 採水地点地図

1 基本方針

福井県は、日野川地区水道用水供給事業について、以下のとおり水質検査計画を策定します。

- (1) 供給する水が水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に水質検査を実施します。また、臨時に行う水質検査についても、行う際の要件について明らかにします。
- (2) 水質検査計画には、水道法施行規則第52条で準用される同規則第15条第7項に定めるところにより、水道用水供給事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数およびその理由を記載します。
- (3) 水道法第20条第3項の規定により検査を委託する場合における当該委託の内容については、 委託する項目、検査方法について記載します。
- (4) 水質検査計画による検査結果については、評価の上、各受水市町に対して公表します。

2 水道事業の概要

給水、浄水処理の計画は下表のとおりです。

事業体名称	福井県						
事業名	日野川地区水道用水供給事業						
浄水場施設名および所在地	日野川地区水道管理事務所 福井県越前市大塩町62字6番2号						
給水開始年月	平成18年12月						
給水区域	越前市、鯖江市、福井市、南越前町、越前町						
計画給水人口	178,400人						
1日最大給水量	51, 900 m³/日						
主な水源	桝谷ダム						
原水の種類	河川表流水						
取水地点	八乙女取水口 (福井県南条郡南越前町八乙女)						
浄水処理方式	前処理 (* 1) +膜ろ過方式 (加圧式全量ろ過方式) (* 2)						
(* 1): 前処理	粉末活性炭接触処理、除マンガン処理、凝集処理						
(*2): 膜種類	無機(セラミック)精密ろ過膜、公称孔径 0. 1 μ m						
	次亜塩素酸ナトリウム(消毒)						
	ポリ塩化アルミニウム(凝集)						
浄水使用薬品	硫酸(pH調整)						
	液体苛性ソーダ (p H調整)						
	粉末活性炭(臭気等除去)						

3 原水および浄水の水質

水源の種類は河川表流水で、上流部には枡谷ダムおよび広野ダムがあります。水源流域は主に水田地帯となっており、原水の水質は現在まで概ね良好な状態にありますが、以下の点に留意する必要があります。

原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目	対処方法
藻類の増殖	臭気、ジェオスミン、 2 - メチルイソボルネオール等	活性炭注入(浄水に異臭味を検知、またはカビ臭物質を検出したとき)
降雨、ダム放流等に よる濁水	濁度、色度、臭気、全有機炭素、 アンモニア態窒素、 p H 等	凝集剤および消毒剤の適正注入 活性炭注入
油類ほかによる 水質汚染事故	臭気、濁度、pH等	活性炭注入(原水に油分を検知したとき) 凝集剤および p H調整剤の適正注入

浄水の水質は、平成18年12月の給水開始以来、適正に浄水処理が行われており、水質基準に 適合しています。

4 採水地点

(1)送水末端

浄水は次の3系統の送水管を通じて各受水市町に供給します。採水は、各送水管路の末端の中継ポンプ場で行います。

- ・越前市を経て福井市片粕配水池に至る送水管路 (清水中継ポンプ場)
- ・越前市を経て鯖江市下新庄配水池に至る送水管路 (鯖江中継ポンプ場)
- ・越前市を経て南越前町金粕配水池に至る送水管路 (南条中継ポンプ場)

<別図1 日野川地区水道用水供給事業 水質検査 採水地点地図のとおり>

(2) 浄水場内

原水は取水流量計室、浄水は浄水池出口で行います。

(3) 水源

八乙女取水口および上流の河川で行います。また、桝谷ダムおよび広野ダムで、4月~11月 に採水を行います。

<別図2 日野川地区水道用水供給事業 水源水質検査 採水地点地図のとおり>

5 定期の水質検査

水道法施行規則第15条で検査が義務付けられている毎日検査項目および水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目およびその他の項目について検査を行います。

(1)每日検査(3項目)

浄水池出口での色度、濁度および残留塩素の検査を1日1回行います。 なお、送水末端では、色度、濁度および残留塩素の連続監視を行います。

(2) 水質基準項目(51項目)

原水および浄水について、法に定める頻度に従って検査を行います。 <別表1 水質検査項目および検査頻度のとおり>

(3) 水質管理目標設定項目(31項目)

農薬類については、上流域で使用されている農薬項目を使用時期に合わせて、月1回検査を行います。

また、二酸化塩素は、当水道管理事務所では消毒剤として使用していないので検査を省略しま

す。

<別表1、2 水質検査項目および検査頻度、同項目および同検査頻度(農薬類)のとおり>

(4) その他の項目(16項目)

維持管理上必要な項目や病原虫の有無等について、検査を行います。

<別表1 水質検査項目および検査頻度のとおり>

(5) 水源水質検査(30項目)

水源の水質状況を把握するため、取水口および上流の河川表流水について月1回検査を行います。

また、ダム貯水池については、4月~11月に月1回検査を行います。

<別表3 水源水質検査項目および検査頻度のとおり>

6 水質検査方法

水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最新改正版を使用))により行います。

水質管理目標設定項目の検査は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正 等並びに水道水質管理における留意事項について 別添4」(厚生労働省水道課長通知 平成15 年10月10日付健水発第1010001号(最近改正版を使用))により行います。

その他の項目については、「上水試験方法」(最近改正版を使用)、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日付健水発第0330006号(最近改正版を使用))および「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル改訂版」(平成19年11月)により行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は水道法施行規則第15条第2項の規定に基づき、次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

8 水質検査の委託

(1) 自己/委託の区分

水道法第20条第3項の規定に基づき、一部の水質検査を登録水質検査機関に委託します。 定期の水質検査項目の自己検査と委託検査、検査頻度について、別表1、2のとおり行います。 <別表1、2 水質検査項目および検査頻度のとおり>

なお、臨時の水質検査項目の自己/委託の区分についても定期の水質検査と同様とし、「7 臨時の水質検査」に基づき、必要に応じて登録水質検査機関に委託します。

(2) 試料の採取、運搬方法

試料の採水は原則として自己で行います。

採取した試料の運搬については委託し、原則としてクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防

止の措置を施した上、速やかに登録水質検査機関まで運搬するものとします。

(3) 実施状況の確認

検査の実施状況について、登録水質検査機関に作業状況および水質検査結果を得るための記録 の保管を求め、必要に応じて記録の写し等の提出を求めるとともに、立入検査を行います。

9 水質検査計画および検査結果の公表

(1) 水質検査計画

策定した計画は、受水市町に公表し意見を聴取します。公表の方法は、文書で通知するとともにホームページで公表します。

(2) 検査結果

毎月の結果をホームページで公表し、年1回年報にとりまとめ発行します。臨時の水質検査結果についてもホームページで公表します。

10 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される全ての水が満たさなければならない要件であるため、水質 検査結果が水質基準を遵守していることを確認する必要があります。また、得られた結果と蓄積 したデータの比較等を行い、水質管理に活用します。また、原水の検査結果についても比較等を 行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。

11 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査結果の信頼性を保証するため、①定期的な点検等による分析機器の整備、②水質検査 マニュアルの作成および改訂、③水質管理職員の検査技術の向上に努めます。

また、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン 別添」(厚生労働省水道課長通知 平成 24年9月6日付け建水発0906第2号(最近改正版を使用))により妥当性評価を実施、外部精度管理調査(厚生労働省 水道水質検査精度管理のための統一試料調査)へ参加する等、水質検査の精度を高め、信頼性の確保に努めます。

12 関係者との連携について

広野・桝谷ダム統合管理事務所(ダム管理)、丹南土木事務所(河川管理)、丹南健康福祉センター(保健衛生)、受水市町等と連絡調整を行い、安全で良質な水質を確保していきます。

別表1 水質検査項目および検査頻度 検査方法の略語は、次のとおりである。 ICP: 誘導結合プラズマ IC: イオンクロマトグラフ PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ MS: 質量分析 DPD: ジエチルパラフェニレンジアミン

	J		省略	# W I-b	基本検査頻度		実施検査頻度	Y 10:4/1/2	クロマドクプラ ri:ハーシ・トラップ GC:ガスクロマドクプラ a	は:貝重力例 DFD: ジエケルバファモニ	ウコ / 手配
番-	:号	項目名	可否	基準値 (目標値)		取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継P場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	自己/委託 の区分
1	1	一般細菌	×	100集落数以下/mL	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	* 岩汁で学坊とわた甘木栓木栢市に甘べたや木しナナ	標準寒天培地法	自己
水 質	2	大腸菌	×	検出されないこと	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	特定酵素基質培地法	自己
基 3	3	カドミウムおよびその化合物	0	0.003 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
項 4	4	水銀およびその化合物	0	0.0005 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/3月	1回/年	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	還元気化-原子吸光光度法	委託
5	5	セレンおよびその化合物	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
6	6	鉛およびその化合物	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
7	7	ヒ素およびその化合物	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	女主に反員な小が1下の40にいるが推動がため、 毎月便宜しより	ICP-MS法	自己
8	8	六価クロム化合物	0	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
9	9	亜硝酸態窒素	×	0.04 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
10	.0	シアン化物イオンおよび塩化シア ン	×	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/3月	1回/3月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	イオンクロマトグラフーポストカラム 吸光光度法	委託
11	.1	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	×	10 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
12	2	フッ素およびその化合物	0	0.8 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
13	.3	ホウ素およびその化合物	0	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
14	4	四塩化炭素	0	0.002 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
15	.5	1, 4-ジオキサン	0	0.05 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
16	6	シス-1, 2-ジクロロエチレンおよび トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0	0.04 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
17	7	ジクロロメタン	0	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年	過去に検出されていないため1年に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託
18	.8	テトラクロロエチレン	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
19	9	トリクロロエチレン	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
20	0.	ベンゼン	0	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年		PT-GC-MS法他告示法	委託
21	1	塩素酸	×	0.6 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
22	22	クロロ酢酸	×	0.02 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
23	23	クロロホルム	×	0.06 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
24	24	ジクロロ酢酸	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
25	25	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
26	6	臭素酸	×	0.01 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月	1回/3月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します トリハロメタン類とハロ酢酸類は、夏場の検査頻度を高め年6回検	イオンクロマトグラフーポストカラム 吸光光度法	委託
27	7	総トリハロメタン	×	0.1 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月	下り、ログラン規と、10日 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	計算法	委託
28	8	トリクロロ酢酸	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
29	29	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
30	30	ブロモホルム	×	0.09 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
31	31	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/L以下	1回/3月	_	1回/3月	1回/3月		溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法他告示法	委託
32	32	亜鉛およびその化合物	0	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	かなったかれながら カナリンス かがかのれ は ケロ 仏女 ト ユ ト	ICP-MS法	自己
33	3	アルミニウムおよびその化合物	0	0.2 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己

別表1 水質検査項目および検査頻度 検査方法の略語は、次のとおりである。 ICP: 誘導結合プラズマ IC: イオンクロマトグラフ PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ LC: 液体クロマトグラフ MS: 質量分析計 DPD: ジエチルバラフェニレンジアミン

別衣	<u>別表1 水質検査項目および検査頻度</u> 検査方法の略語は、次のとおりである。 ICP: 誘導結合プラズマ IC: イオンクロマトグラフ PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ LC: 液体クロマトグラフ MS: 質量分の									IS:質量分析計 DPD:ジエチルパラフェニ	レンシアミン
	番号	· 項 目 名	省略	基準値	基本検査頻度		実施検査頻度		机中理力	松木七升	自己/委託
	番万	項 目 名	可否	(目標値)		取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継P場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	の区分
	34	鉄およびその化合物	0	0.3 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
水質	35	銅およびその化合物	0	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
基準	36	ナトリウムおよびその化合物	0	200 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
項目	37	マンガンおよびその化合物	0	0.05 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	38	塩化物イオン	×	200 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	0	300 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	40	蒸発残留物	0	500 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		重量法	自己
	41	陰イオン界面活性剤	0	0.2 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年	過去に検出されていないため1年に1回検査します	LC-MS法	委託
	42	ジェオスミン	0	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生 時期に月に1回 以上	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/月 その他:該当なし	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します (各送水末端は、藻類が発生する恐れのある時期のみ)	PT-GC-MS法他告示法	委託
	43	2-メチルイソボルネオール	0	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生 時期に月に1回 以上	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/月 その他:該当なし	原水と浄水出口は、カビ臭原因となる藻類が発生しやすい夏場の3 か月間は検査頻度を高め、週に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託
	44	非イオン界面活性剤	0	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年	過去に検出されていないため1年に1回検査します	固相抽出一吸光光度法他告示法	委託
	45	フェノール類	0	0.005 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/年	1回/年	過去に基準値の1/2を超えたことが無いため1年に1回検査します	固相抽出一誘導体化-GC-MS法他告示法	委託
	-	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	×	3 mg/L以下	1回/月	1回/平日	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送	全有機炭素計測定法	自己
		pH値	×	5.8以上 8.6以下	1回/月	1回/平目	1回/平目	1回/週	水末端は週に1回検査します	ガラス電極法	自己
		味	×	異常でないこと	1回/月	_	1回/日	1回/週		官能法	自己
	49	臭気	×	異常でないこと	1回/月	1回/平目	1回/日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は毎日、送水末端は週に1回検査します	官能法	自己
	50	色度	×	5度以下	1回/目	1回/平目	1回/日	1回/週	臭気は、休日においても原水に油臭やカビ臭等の異常性がないか確 認します	比色法、透過光測定法	自己
	51	濁度	×	2度以下	1回/目	1回/平目	1回/日	1回/週		比濁法、積分球式光電光度法	自己
	1	アンチモンおよびその化合物	-	0.02 mg/L以下	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
水質	2	ウランおよびその化合物	-	0.002 mg/L以下(暫定)	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	ICP-MS法	自己
管理	3	ニッケルおよびその化合物	-	0.02 mg/L以下	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
目標	5	1, 2-ジクロロエタン	-	0.004 mg/L以下	_	1回/年	1回/年	_		PT-GC-MS法他通知法	委託
設定	8	トルエン	-	0.4 mg/L以下	_	1回/年	1回/年	_	過去に検出されていないため1年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託
項目	9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	-	0.08 mg/L以下	_	1回/年	1回/年	_		溶媒抽出-GC-MS法他通知法	委託
	10	亜塩素酸	-	0.6 mg/L以下	-	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	12	二酸化塩素	-	0.6 mg/L以下	_	_	_	_	消毒に二酸化塩素を使用していないため検査を省略します	IC法	_
	13	ジクロロアセトニトリル	-	0.01 mg/L以下(暫定)	_	_	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	溶媒抽出-GC-MS法	委託
	14	抱水クロラール	-	0.02 mg/L以下(暫定)	_	_	1回/3月	1回/3月	MAGET ARTHUR CON AICIDINE CA /	溶媒抽出-GC-MS法	委託
	15	農薬類(別表2参照)	_	検出値/目標値の和 が1以下	_	散布時期に月1 回	散布時期に月1 回	_	農薬の散布される時期に合わせ、月に1回検査します	各農薬類ごとに定められた方法	委託
	16	残留塩素	-	1 mg/L以下	1回/目	_	1回/日	1回/週	安全確認のため、送水末端は週に1回、浄水出口は毎日検査します	DPD法	自己

別表1 水質検査項目および検査頻度 検査方法の略語は、次のとおりである。 ICP: 誘導結合プラズマ IC: イオンクロマトグラフ PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ MS: 質量分析 DPD: ジエチルパラフェニレンジアミン

別表」		水質検査項目おより検査頻度	省略	基準値	基本検査頻度	7 (8) 5, 101	実施検査頻度		クロマトクフン PI:ハーシ・トフップ GC:カスクロマトクフン MC		自己/委託
	番号	· 項 目 名	可否	(目標値)		取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継P場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	の区分
	17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	-	10 mg/L以上 100 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
水質	18	マンガンおよびその化合物	-	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
管理	19	遊離炭酸	-	20 mg/L以下	-	1回/月	1回/月	1回/月		滴定法	自己
目標	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	-	0.3 mg/L以下	-	1回/年	1回/年	-	WARAUTE CONTRACTOR TO A	PT-GC-MS法他通知法	委託
設定	21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	-	0.02 mg/L以下	_	1回/年	1回/年	-	過去に検出されていないため1年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託
項目	22	有機物等(過マンガン酸カリウム 消費量)	_	3 mg/L以下	_	1回/週	1回/週	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、週に1回検査します	滴定法	自己
	23	臭気強度(TON)	-	3 mg/L以下	-	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	官能法	自己
	24	蒸発残留物	-	30 mg/L以上 200 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	女主で民員な小が行われているが推論のため、母月便宜しより	重量法	自己
	25	濁度	-	1度以下	1回/日	1回/日	1回/日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は毎日、送 水末端は週に1回検査します	比濁法、積分球式光電光度法	自己
	26	pH値	-	7.5程度	1回/月	1回/平目	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送水末端は週に1回検査します	ガラス電極法	自己
	27	腐食性 (ランゲリア指数)	-	-1程度以上とし 極力0に近づける	-	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	計算法	自己
	28	従属栄養細菌	-	2,000集落数以下/mL (暫定)	-	1回/月	1回/月	1回/月	女主で良貞な小が作われているが推論のため、母月便宜しより	R2A寒天培地法	自己
	29	1, 1-ジクロロエチレン	-	0.1 mg/L以下	_	1回/年	1回/年	_	過去に検出されていないため1年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託
	30	アルミニウムおよびその化合物	-	0.1 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)および ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	_	0.00005 mg/L以下 (暫定)	_	1回/年	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	固相抽出-LC-MS法	委託
	1	水温	-	_	_	1回/日	1回/日	1回/週	毎日検査します	棒状温度計	自己
その	2	アンモニア態窒素	-	_	_	1回/週	1回/週	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、週に1回検査します	吸光光度法、IC法	自己
他の	3	紫外線吸光度 (E260)	-	_	-	1回/平日	1回/平日	1回/週		吸光光度法	自己
項目	4	紫外線吸光度 (E220)	-	_	_	1回/平日	1回/平目	1回/週		吸光光度法	自己
	5	アルカリ度	-	_	_	1回/平日	1回/平目	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送 水末端は週に1回検査します	メチルレッド指示薬法	自己
	6	電気伝導率	-	-	_	1回/平目	1回/平日	1回/週		電極法	自己
	7	全窒素	-	-	-	1回/平目	1回/平日	1回/週		化学発光法	自己
	8	クリプトスポリジウム	×	ı	_	1回/月	ı	-		落斜蛍光顕微鏡	委託
	9	ジアルジア	×	-	_	1回/月	-	_	原水が大腸菌陽性であり、病原虫による汚染のおそれがあるため、	落斜蛍光顕微鏡	委託
	10	大腸菌 (定量)	×	_	_	1回/月	_	_	原水について月に1回検査します	特定酵素基質培地法	自己
	11	嫌気性芽胞菌	×	_	_	1回/月	_	-		ハンドフォード 改良寒天培地法他通知法	委託
	12	銀	-	_	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	13	バリウム	-	0.7 mg/L以下	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	ICP-MS法	自己
	14	ビスマス	-	_	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	15	モリブデン	-	0.07 mg/L以下	_	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	16	ダイオキシン類	-	1 pg-TEQ/L (暫定)	_	1回/年	1回/年	-	安全で良質な水が作られているか確認のため、年に1回検査します	固相抽出-GC-MS法	委託

別表2 水質検査項目および検査頻度(農薬類)

検査方法の略語は、次のとおりである。 PT: バージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ HS: ヘッドスペース LC: 液体クロマトグラフ HPLC: 高速液体クロマトグラフ MS: 質量分析

				目標値			実施検査頻度				自己/委託
	番号	項 目 名	用途	(mg/L)	基本検査頻度	取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	の区分
	対-	1 1,3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0. 05		-	1			PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	委託
水質	対-2	2 2, 2-DPA (ダラポン)	除草剤	0. 08		_	ı	1		LC-MS法	委託
管	対一	3 2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	散布時期および 検出時期に	_	_	_		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
理目	対一	4 EPN	殺虫剤	0.004	月1回以上	_	ı	1		固相抽出-GC-MS法	委託
標設定	対一	5 MCPA	除草剤	0.005		_	1	ı		LC-MS法	委託
定	対一	6 アシュラム	除草剤	0. 9		_	ı	1		固相抽出-HPLC法、固相抽出-LC-MS法	委託
項目	対-7	7 アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	ı	散布時期 6,7,8月 計3回	LC-MS法	委託
	対-8	8 アトラジン	除草剤	0.01		_	ı	Ì		固相抽出-GC-MS法	委託
	対一	9 アニロホス	除草剤	0.003		_	ı	ı		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-10	0 アミトラズ	殺虫剤	0.006		_	ı	Ì		LC-MS法	委託
	対-1	1 アラクロール	除草剤	0. 03		_	ı	1		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-12	2 イソキサチオン	殺虫剤	0.005		_	1	ı		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-1:	3 イソフェンホス	殺菌剤	0.001		_	ı	1		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-14	4 イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-1	5 イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0. 3		-	1	1		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-16	6 イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,7月 計3回	LC-MS法	委託
	対-17	7 イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0. 09		_	1			固相抽出-GC-MS法	委託
	対-18	8 イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0. 006		_	_	_		固相抽出-HPLCーポストカラム法、 溶媒抽出-HPLCーポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-19	9 インダノファン	除草剤	0. 009		-	_	-		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
	対-20	0 エスプロカルブ	除草剤	0. 03		_	ı	1		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-2	1 エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0. 08		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 7,8,9月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-22	2 エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0. 01		-	1	1		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-2	3 オキサジクロメホン	除草剤	0.02		_	1	ı		LC-MS法	委託
	対-24	4 オキシン銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0. 03		-	-	1		固相抽出-LC-MS法、LC-MS法	委託
	対-2	5 オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0. 1		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-20	6 カズサホス	殺虫剤	0.0006		_	1			固相抽出-GC-MS法	委託
	対-2	7 カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-28	8 カルタップ	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.08		_	1			LC-MS法	委託
	対-29	タカルバリル (NAC)	殺虫剤	0. 02		-	-	1		固相抽出-HPLC法、HPLC-ポストカラム法、 固相抽出-LC-MS法	委託
	対-30	0 カルボフラン	代謝物	0.0003		_	_	_		HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-3	1 キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-35	2 キャプタン	殺菌剤	0. 3		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-3	3 クミルロン	除草剤	0. 03]	_	_	_		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
	対-34	4 グリホサート	除草剤	2		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)		散布時期 5, 6, 7, 8, 9, 10月 計6回	誘導体化-HPLC法、HPLC-ボストカラム法、 誘導体化ー固相抽出-LC-MS法	委託
	対-3	5 グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0. 02]	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)		散布時期 5, 6, 7, 8, 9月 計5回	誘導体化一固相抽出-LC-MS法	委託
	対-36	6 クロメプロップ	除草剤	0.02	1			_		LC-MS法	委託
	対-37	7 クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001	1	_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-38	8 クロルピリホス	殺虫剤	0.003]	_	-			固相抽出-GC-MS法	委託
	対-39	9 クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	1	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託

別表2 水質検査項目および検査頻度(農薬類)

検査方法の略語は、次のとおりである。 PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ HS: ヘッドスペース LC: 液体クロマトグラフ HPLC: 高速液体クロマトグラフ MS: 質量分析

				目標値			実施検査頻度				自己/委託
	番号	項目名	用途	(mg/L)	基本検査頻度	取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	の区分
	対-40	シアナジン	除草剤	0.001		_	_	_		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
水質	対-41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003		_	-	_		固相抽出-GC-MS法	委託
管	対-42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	散布時期および 検出時期に	_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託
理目	対-43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	月1回以上	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 12,1月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
標設	対-44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
定	対-45	ジクワット	除草剤	0.01		_	-	_		固相抽出-HPLC法、固相抽出-LC-MS法	委託
項目	対-46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005 ^{**1}		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6,7,8月 計4回	HS-GC-MS法	委託
	対-48	ジチオピル	除草剤	0.009		_	-	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-49	シハロホップブチル	除草剤	0.006		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,7,8月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-51	ジメタメトリン	除草剤	0.02		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-52	ジメトエート	殺虫剤	0.05		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-53	シメトリン	除草剤	0.03		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-54	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6,7,8月 計4回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-56	ダゾメット、メタム(カーバム)および メチルイソチオシアネート	殺菌剤	0. 01 ^{**2}		_	_	_		PT-GC-MS法	委託
	対-57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0. 1		_	_	-		LC-MS法	委託
	対-58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02		_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-60	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6,7,8月 計4回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-61	チオベンカルブ	除草剤	0.02		_	-	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-62	テフリルトリオン	除草剤	0.002		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6月 計2回	LC-MS法	委託
	対-63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02		_	-	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-64	トリクロピル	除草剤	0.006		_	_	_		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0. 1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 7,8,9月 計3回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-67	トリフルラリン	除草剤	0.06		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,10,11月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-68	ナプロパミド	除草剤	0.03		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-69	パラコート	除草剤	0.005		_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-70	ピペロホス	除草剤	0.0009		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-71	ピラクロニル	除草剤	0.01		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6月 計2回	LC-MS法	委託
	対-72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6,7月 計3回	LC-MS法	委託
	対-74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)		散布時期 5,6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005		_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託

別表2 水質検査項目および検査頻度(農薬類)

検査方法の略語は、次のとおりである。 PT: バージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ HS: ヘッドスペース LC: 液体クロマトグラフ HPLC: 高速液体クロマトグラフ MS: 質量分析

			H174	目標値			実施検査頻度				自己/委託
	番号	項目名	用途	(mg/L)	基本検査頻度	取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所	設定理由	検査方法	の区分
	対-78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0. 01		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
水	対-79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0. 03		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
質管	対-80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0. 05	散布時期および 検出時期に	_	_	_		LC-MS法	委託
理目	対-81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	月1回以上	_	_	_		固相抽出-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
標設	対-82	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
定	対-83	フェントラザミド	除草剤	0. 01		_	_	_		LC-MS法	委託
項目	対-84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0. 1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 7,8,9月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-85	ブタクロール	除草剤	0. 03		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-86	ブタミホス	除草剤	0. 02		-	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
Ī	対-87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0. 02		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-88	フルアジナム	殺菌剤	0. 03		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,7,8月 計4回	LC-MS法	委託
	対-89	プレチラクロール	除草剤	0. 05		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6, 7,8 月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-90	プロシミドン	殺菌剤	0. 09		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-91	プロチオホス	殺虫剤	0.007		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-92	プロピコナゾール	殺菌剤	0. 05		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-93	プロピザミド	除草剤	0. 05		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0. 03		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 6,7,8月 計3回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-95	ブロモブチド	殺虫剤、除草剤	0. 1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,7月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
Ī	対-96	ベノミル	殺菌剤	0. 02		_	_	-		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0. 1		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-98	ベンゾビシクロン	除草剤	0. 09		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 5,6,7月 計3回	LC-MS法	委託
	対-99	ベンゾフェナップ	除草剤	0. 005		_	_	_		LC-MS法	委託
	対-100	ベンタゾン	除草剤	0. 2		_	_	_		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	-	散布時期 10,11月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0. 02		_	_	_		固相抽出-LC-MS法	委託
Ī	対-103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01		=	=	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-104	ベンフレセート	除草剤	0. 07		_	_	_		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005		=	=	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0. 7		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	_	散布時期 5,6,7,8月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0. 05		_	_	_		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-108	メソミル	殺虫剤	0. 03		_	_	_		HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0. 2		_	-	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004		_	-	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-111	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04		_	-	-		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
Ī	対-112	メトリブジン	除草剤	0. 03		_	_	-		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
	対-113	メフェナセット	除草剤	0.02		_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0. 1	1	_	_	-		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-115	モリネート	除草剤	0. 005	1	_	-	_		固相抽出-GC-MS法	委託

備老

^{※1} ジチオカルバメート系農薬については、二硫化炭素の量に換算した値。

^{※2} ダゾメット、メタム(カーバム)およびメチルイソチオシアネートについては、メチルイソチオシアネートの量に換算した値。

		ダム湖杉 (4~1				河川表流ス	k検査頻度			
番号	項目名	桝谷ダム		原水	日野川	桝谷川	日野川	日野川	田倉川	検査方法
		桝谷ダム (5, 7, 9, 11月)	広野ダム (4, 6, 8, 10月)	取水 流量計室	八乙女 取水口	岩島橋	広野橋	ひうち 燧橋	社谷橋	
1	水温	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	サーミスタ温度計
2	透明度	1回/隔月	1回/隔月	-	-	-	-	=	-	透明度板
3	pH値	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ガラス電極法
4	濁度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	積分球式光電光度法
5	色度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	透過光測定法
6	可視部吸光度(E390)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長390 nm、石英セル50 mm
7	紫外線吸光度 (E260)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長260 nm、石英セル50 mm
8	紫外線吸光度(E220)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長220 nm、石英セル50 mm
9	アンモニア態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	吸光光度法、IC法
10	電気伝導率	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	電極法
11	アルカリ度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	メチルレッド指示薬法
12	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	全有機炭素計測定法
13	塩化物イオン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
14	溶存酸素飽和度(DO)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	蛍光式 (光学式) 溶存酸素計
15	クロロフィルa	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	アセトン抽出吸光光度法
16	全窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキソニ硫酸カリウム分解法、紫外線吸光光度法
17	溶解性全窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキソニ硫酸カリウム分解法、紫外線吸光光度法、 化学発光法
18	亜硝酸態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
19	硝酸態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
20	全りん	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキソニ硫酸カリウム分解法、モリブデン青法
21	溶解性全りん	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキソニ硫酸カリウム分解法、モリブデン青法
22	鉄	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
23	溶解性鉄	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
24	マンガン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
25	溶解性マンガン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
26	カルシウム	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
27	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
28	生物試験 (プランクトン)	1回/隔月	1回/隔月	-	1回/月	_	_	ı	_	光学顕微鏡
29	ジェオスミン	7・9月のみ 1回/月	8・10月のみ 1回/月	1回/月	7~10月のみ 1回/月	7~10月のみ 1回/月	7~10月のみ 1回/月	-	_	PT-GC-MS法他告示法(分析外部委託)
30	2-メチルイソボルネオール	7・9月のみ 1回/月	8・10月のみ 1回/月	1回/月	7~10月のみ 1回/月	7~10月のみ 1回/月	7~10月のみ 1回/月	-	-	PT-GC-MS法他告示法(分析外部委託)

(*):ダム湖検査 (4~11月) 時のみに実施する。

〈備考1〉: ダム湖検査は、表層・中間層・底層の3検体を採水し各項目を検査する(ただし、水温と溶存酸素飽和率は現地にて水深(5 m間隔) ごとに測定)。 〈備考2〉:冬季は、ダム湖直下の桝谷川(岩島橋)と日野川(広野橋)の検査を積雪状況等により中止する場合がある。



